

令和 7 年度 松本短期大学

喀痰吸引等研修 募集要項

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 72 号)により、「社会福祉士及び介護福祉士法」が一部改正され、平成 24 年 4 月 1 日より、一定の研修課程を修了した介護職員等は、医療や看護の連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で、医療行為であるたんの吸引等の行為を実施することが可能となりました。

本学は、介護福祉士養成教育機関であるため、必要物品が揃っており、安全に質の高い研修ができます。介護の専門性を踏まえた上での研修を行います。

1. 研修内容

第一号研修	口腔内吸引、鼻腔内吸引、気管カニューレ吸引 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養
第二号研修	口腔内吸引、鼻腔内吸引、 胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養

※ 第一号研修・第二号研修のいずれかを選択し、お申込みください。

2. 受講対象者

受講対象者は次の①～③をすべて満たしており、また、①～④のいずれかに該当する方で、所属する事業所の長が推薦する方が対象になります。原則として、自施設において実地研修を実施できる方に限ります。

- ① 長野県内在住で、介護保険施設・障害者支援施設・在宅系サービス事業所などに従事している方
- ② 現在勤務する事業所が、登録特定行為事業者として登録している事業所、または、登録申請を行う予定の事業所に勤務されている方
- ③ 現在勤務する事業所に実地研修指導者(県が実施する「長野県喀痰吸引等研修事業実施のための指導者養成講習」を受講した看護師、保健師または助産師)がおり、実地研修に際して指導を受けることができる方

<裏面へ続く>

- ① 介護福祉士の資格を有する方、または一定期間(概ね 2 年)以上の介護の実務に従事している方
- ② 実務者研修を修了している方
- ③ 介護福祉士養成校を卒業し、「医療的ケア」の科目で基本研修(講義及び演習)を修了している方
- ④ 喀痰吸引等研修の第二号研修をすでに修了しており、第一号研修の受講を希望する方

3. 募集定員

①～④ 合計 95 名

4. 募集期間

令和 7 年 4 月 14 日(月)～令和 7 年 5 月 7 日(水)必着

5. 実施者および研修会場

〒399-0033 松本市笹賀 3118

松本短期大学 207 教室・305 教室・介護実習室・介護入浴室

6. 研修日程

① (1) 基本研修(講義) : 7 日間

(2) 筆記試験 : 1 日間

ただし、基本研修(講義)の全てのカリキュラムを修了した方が受験できることとします。

(3) 基本研修(演習) : 2 日間

ただし、筆記試験に合格した方が受講できることとします。

(4) 実地研修 : 自施設において実施

ただし、基本研修(演習)で一定以上の評価を得た方が実施できることとします。

② (1) 筆記試験 : 1 日間

ただし、実務者研修の「医療的ケア」基本研修(講義および演習)のすべてのカリキュラムを修了した方が受験できることとします。

(2) 基本研修(演習) : 2 日間

ただし、筆記試験に合格した方が受講できることとします。

(3) 実地研修 : 自施設において実施

ただし、基本研修(演習)で一定以上の評価を得た方が実施できることとします。

③ (1) 実地研修 : 自施設において実施

実地研修に関わる書類は、実地研修前にご所属の事業所様宛にお送りします。

④ (1) 実地研修 : 自施設において実施

実地研修に関わる書類は、実地研修前にご所属の事業所様宛にお送りします。

7. 研修費用

- ① 80,000 円 テキスト代、筆記試験料、損害保険料を含む
- ② 34,000 円 筆記試験料、損害保険料を含む
- ③ 7,000 円 損害保険料を含む(本学を卒業された方)
12,000 円 損害保険料を含む(本学以外を卒業された方)
- ④ 7,000 円 損害保険料を含む(本学で過去に第二号研修を修了された方)
12,000 円 損害保険料を含む(本学以外で過去に第二号研修を修了された方)

- * 受講決定の通知到着後、期日(令和 7 年 5 月 28 日(水))までに指定の銀行口座にお振込みください。振込が確認できない場合は辞退とさせていただきます。
- * お振込みいただいた研修費用は、辞退されましても返金いたしません。
- * 人工呼吸器装着者に対する吸引を演習する場合は、別途 5,000 円が必要です。
- * 筆記試験不合格の場合は補講を実施します。その場合は補講費用と再試験料で別途 8,000 円が必要です。

8. 留意事項

実地研修先においては自施設で行っていただきますが、別紙 1-4「松本短期大学 喀痰吸引等研修 実地研修 実施機関承諾書」に記載される要件が必要となりますので、実地研修に先立ち体制整備を行ってください。

9. 申込方法 R7 年度より申込方法が変わりました。(1)と(2)の両方を行なってください。

- (1) 次の URL にアクセスし、必要事項を登録してください。入力 is 正確をお願いします。期限内であれば修正は可能です。修正にあたり本学への連絡は不要です。

<https://forms.office.com/r/ccPx5WKyRu>



- (2) 下記の申込書類を期限までに郵送してください。郵送事情が悪くなっておりますので、直前の郵送に関しては速達にする等のご対応をいただき、締切の厳守をお願いします。

<申込書類>

- ・別紙 1-1「松本短期大学 喀痰吸引等研修(第一号研修、第二号研修) 受講申込書」
- ・別紙 1-2「松本短期大学 喀痰吸引等研修(第一号研修、第二号研修) 受講推薦書」
- ・別紙 1-3「松本短期大学 喀痰吸引等研修(第一号研修、第二号研修) 一部履修免除の申出書」
 - ②に該当している方は、実務者研修修了書の写し
 - ③に該当している方は、基本研修修了証明書の写し
 - ④に該当している方は、第二号研修修了証明書の写し

注) 申し込みの段階では、別紙 1-4 の提出は不要です。

(2)書類送付先

〒399-0033

松本市笹賀 3118 松本短期大学 喀痰吸引等研修係

「喀痰吸引等研修 申込書在中」と朱書きしてください。

- ・ 募集期間内(令和 7 年 4 月 14 日(月)～令和 7 年 5 月 7 日(水))に郵送必着とします(電話や FAX での申し込みは受け付けておりません)。
- ・ 募集定員に達した時点で受付終了となります。

10. 受講決定

選考後、所属先に受講決定の通知を送付します。

同封書類として、

- ・受講カード証
- ・別紙 1-4「松本短期大学 喀痰吸引等研修 実地研修 実施機関承諾書」
- ・研修費用振込用紙
- ・令和 7 年度 松本短期大学 喀痰吸引等研修 実施要項

をお送りいたします。

(1)受講決定後の提出書類

- ・受講カード証 (研修費用の振込みが完了した領収書(写し可)を裏面に貼り付けてください)
- ・別紙 1-4「松本短期大学 喀痰吸引等研修 実地研修 実施機関承諾書」

(2)書類送付先

〒399-0033

松本市笹賀 3118 松本短期大学 喀痰吸引等研修係

「喀痰吸引等研修 受講書類在中」と朱書きしてください。

- ・令和 7 年 6 月 4 日(水)に郵送必着とします。
 - ・研修費用の振込期限は令和 7 年 5 月 28 日(水)です。
- ※ 例年、振込期限後の振込予定日をご連絡いただくことがございますが、振込期限内に入金を確認できない場合は辞退扱いとさせていただきます。あらかじめご了承ください。

<問い合わせ先>

〒399-0033

長野県松本市笹賀 3118

松本短期大学 喀痰吸引等研修係

TEL:0263-58-4417(代表)

FAX:0263-58-3643